

第12回津家庭裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時
平成21年7月1日(水)午後1時15分～午後4時00分
- 2 開催場所
津家庭裁判所B館4階大会議室
- 3 出席者
(委員)
飯島泰, 奥昭徳, 川合昌幸(委員長), 倉田明子, 寺尾正紀, 橋本一男,
長谷川楨子, 堀内照美, 松林孝之, 森田明美(五十音順, 敬称略)
(事務担当者)
事務局長, 首席家裁調査官, 首席書記官, 次席家裁調査官, 訟廷管理官,
主任家裁調査官, 総務課長, 総務課長補佐
- 4 議事
 - (1) 開会の言葉
 - (2) 所長あいさつ
 - (3) 委員の紹介
 - (4) 委員長の選任について
委員長に川合委員を選出することが了承された。
 - (5) DVD「成年後見～利用の仕方と後見人の仕事～」上映
 - (6) 首席書記官による説明
津家庭裁判所における成年後見事件の現状等について説明した。
 - (7) 主任家裁調査官による説明
成年後見事件における家裁調査官の関与について説明した。
 - (8) 意見交換
今回のテーマである「成年後見制度の現状と課題について」の意見交換の要旨は, 別紙のとおり
 - (9) 次回の意見交換のテーマについて
「少年の更生に向けての家裁のかかわり」
 - (10) 次回開催日 平成22年1月20日(水)午後1時15分
 - (11) 閉会の言葉

(別紙)

意見交換の要旨(委員長, 委員, 事務担当者)

当庁における成年後見制度に関する広報活動について,改善したり,工夫すべき点についてお伺いしたい。また,成年後見制度に関するパンフレットの配布方法や今後送付した方がよいと思われる機関があれば,教えていただきたい。

パンフレット(「成年後見制度 - 詳しく知っていただくために - 」最高裁判所)の記載内容そのものが難しいと感じる。記載内容や表現方法をもっと工夫してはどうか。また,家庭裁判所も,パンフレットを単に関係機関に配布するだけではなく,積極的にPRしてはどうか。例えば,相談会などのイベントを実施して,報道機関にそのイベントを報道してもらって一般の人に広く制度のことを周知してはどうか。

成年後見制度の利用を考えている方がよく立ち寄る病院や介護施設などに,パンフレットを配布してはどうか。

パンフレットの鑑定に関する記載について,鑑定料の金額の目安や鑑定が必要な場合をもっと詳しく記載した方が分かりやすいのではないか。

親族以外の後見人候補者の供給源として相応しいと思われる具体的な団体について教えていただきたい。

民生委員は地域及び住民に密接した存在であるので,後見人候補者になりうる存在ではないか。そのため,民生委員を対象とした研修会や協議会に,家庭裁判所の担当者を講師として派遣して,成年後見制度に関する知識を付与することも必要ではないか。

親族以外の後見人を選任する場合には,弁護士会,司法書士会,社会福祉士会及びNPO法人に適任者を推薦してもらおう方法がある。当庁管内においては一般の市民が後見人になったケースはまだないが,家庭裁判所としても,こうした後見人の養成について,バックアップしていくことも必要であると考えている。

成年後見等の監督期間が長い場合もあるので,親族以外では後見人を引き受けてくれる人が少ないのではないか。

法人であれば,成年後見人等として長期間の業務でも,法人に所属する者が交代で成年後見人等の業務を行っていくことができるので,親族以外の後見人としては,個人よりも法人の方が適任ではないか。

弁護士等の法律専門家では,身上監護の面で成年後見人となるのは難しいのではないか。

弁護士等の法律専門家を成年後見人等を選任しても,相続人間において遺産分割などの手続が終了すれば,他の親族に成年後見人等を交代することもある。

以 上